秘密保持契約書

〇〇株式会社【譲渡】（以下甲という）と〇〇株式会社【買収側】（以下乙という）は、甲と乙による株式譲渡等の可能性を検討するために相手方に提供する情報、資料、口頭、電子データ並びにそれらをもとに作成した資料(以下情報という)に関して、秘密保持契約（以下本契約という）を締結する。

（秘密保持）

第1条 甲及び乙は、相手方より入手した情報は機密に保持するものとし、相手方の事前の承諾なく第三者に開示、漏洩してはならず、株式譲渡等の目的以外の目的をもって利用してはならない。

但し、上記情報には以下のものは含まれないものとする。

(1)相手方から開示された時点で既に公知となっていたもの

(2)相手方から開示された時点で既に適法に保有していたもの

(3)適法かつ正当に第三者から開示されたもの

(4)両当事者の故意又は過失を原因とせず公知となったもの

（情報共有の範囲）

第2条 甲および乙は、相手方より入手した情報を、役員や担当従業員において株式譲渡等の検討を行うために必要な最低限度の者の間でのみ共有する。但し、株式譲渡等を検討するために依頼した弁護士、公認会計士、税理士等の公的資格者並びに事業譲渡等に関する仲介契約を締結した者は除く。

（情報の返却）

第３条 甲及び乙は、株式譲渡等の目的が実行されないことをお互い確認した場合には速やかに相手方に提供された情報を返却するものとする。但し、相手側が破棄することを求めたときは責任を持って破棄するものとする。

（協議事項）

第4条 本契約に定めなき事項又は本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議決定するものとする。

平成　　 年 　　 月　　 日

甲：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

乙：

印